

八代広域行政事務組合議会  
令和8年2月定例会・会議録  
(第1号)

主要目次

1. 管理者提出案件7件・説明	.....	3
-----------------	-------	---

令和8年2月9日（月曜日）

# 八代広域行政事務組合議会 令和8年2月定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和8年2月9日（月）

1. 招集場所 八代広域行政事務組合議場

1. 出席議員及び欠席議員の氏名

(1) 出席議員（10人）

1番 堀口 晃 君	2番 大倉 裕一 君
3番 野崎 伸也 君	4番 田方 芳信 君
5番 山本 敬晃 君	6番 北園 武広 君
7番 成松 由紀夫 君	8番 金子 昌平 君
9番 木下 厚 君	10番 上田 俊孝 君

(2) 欠席議員（なし）

1. 説明のため会議に出席した者の職、氏名

管理者	小野 泰輔 君（八代市長）
副管理者	藤本 一臣 君（氷川町長）
監査委員	野々口正治 君
消防長	谷口 研朗 君
次長兼危機管理監兼八代消防署長	北田 浩信 君
次長兼会計管理者兼会計課長	久保田宏之 君
みなと消防署長	吉村 満 君
鏡消防署長	今尾 武志 君
総務課長	中村 広喜 君
予防課長	江嶋 正 君
警防課長	久保田鉄也 君
指令課長	丸下 進 君

1. 職務のため議場に出席した職員の職、氏名

総務課審議員兼課長補佐	塩田 憲宜 君
総務課総務係長兼会計課会計係長	小林 裕明 君
総務課主任兼会計課主任	増田 愛 君
総務課主任	澤井 光郁 君

1. 議事日程（第1号）

議長の諸報告

日程第1 会期の決定

日程第2 議第1号 令和7年度八代広域行政事務組合一般会計補正予算

(第4号)

- 日程第3 議第2号 令和8年度八代広域行政事務組合一般会計予算
- 日程第4 議第3号 専決処分の報告及びその承認について
- 日程第5 議第4号 財産の取得について
- 日程第6 議第5号 財産の取得について
- 日程第7 議第6号 八代広域行政事務組合職員等の旅費に関する条例等  
の一部改正について
- 日程第8 議第7号 八代広域行政事務組合火災予防条例の一部改正につ  
いて

1. 会議に付した事件

- 1. 日程第1
- 1. 日程第2
- 1. 日程第3
- 1. 日程第4
- 1. 日程第5
- 1. 日程第6
- 1. 日程第7
- 1. 日程第8
- 1. 休会の件 (2月10日から2月23日まで)

(午前10時00分 開議)

○議長(野崎伸也君) これより八代広域行政事務組合議会令和8年2月定例会を開会いたします。

— 議長の諸報告 —

○議長(野崎伸也君) 諸般の報告をいたします。  
本日、管理者から議案7件が送付され、受理いたしました。  
その余の報告は、朗読を省略いたします。

○議長(野崎伸也君) これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりです。

— 日程第1 —

○議長(野崎伸也君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

○議長(野崎伸也君) お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から2月24日までの16日間としたいが、これに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野崎伸也君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

— 日程第2～日程第8 —

○議長(野崎伸也君) 日程第2から日程第8まで、すなわち議第1号から同第7号までの議案7件を一括議題とし、これより提出者の説明を求めます。

◎管理者(小野泰輔君) はい。(挙手)

○議長(野崎伸也君) 管理者 小野泰輔君。  
(管理者 小野泰輔君 登壇)

◎管理者(小野泰輔君) 皆様、おはようございます。  
(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

本日は、八代広域行政事務組合議会令和8年2月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

今年は、東日本大震災から15年、熊本地震から10年の節目の年に当たります。一昨年には能登半島地震が発生し、先日は島根県東部を震源とする最大震度5強の地震が発生するなど、我が国は絶えず地震のリスクと隣り合わせにあることを思い知らされます。

また、昨年各地で大規模な林野火災が発生していることを受け、林野火災注意報・警報が制度化され、本組合におきましては、本年1月から運用を開始しています。

今後も引き続き、地震などあらゆる災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化に努め、構成市町や関係機関と連携・協力しながら、管内住民の皆様の安心・安全の確保に努めてまいります。

また、昨年から、当組合職員の不祥事により、組合議会や管内住民の皆様の信用を裏切ることとなり、多大なる御迷惑、御心配をおかけいたしました。改めて、お詫びを申し上げます。

今後、組織のガバナンスを強化するため、組合運営の透明性を高めるとともに、管理監督職のマネジメントスキルの向上や法令遵守の徹底を図ってまいります。これにより、不祥事の再発を防止し、職員が安心して働ける職場環境の整備を推進してまいります。

それでは、議案の提案理由の説明に先立ちまして、最近の消防本部の動向について御報告いたします。

はじめに、令和7年中の火災・救急件数でございますが、火災につきましては、44件発生し、前年と比較しますと12件増加しております。八代市が42件で14件の増加、氷川町が2件で2件の減少でございました。

空気が乾燥し火災が発生しやすい状況が続いています。ホームページやSNSなどのメディア、消防車両による広報活動や注意喚起を行い、より一層の火災予防啓発に努めてまいります。

次に、救急につきましては、8597件の出場があり、前年と比較しますと31件増加し、搬送人員は7881人で、前年に比べ37人の増加でございました。

住民の皆様の生命と財産を守るため、引き続き、迅速かつ的確な活動を行い、より質の高い消防行政サービスの提供に努めてまいります

次に、消防表彰1件について、御報告いたします。

先月25日に八代市鼠蔵町において、枯草が燃える火災が発生した事案で、付近の鼠蔵山のみならず山沿いの住宅へ延焼拡大する危険がありましたが、近隣住民の懸命な消火活動により火が消し止められたものです。

被害軽減のため消火活動に尽力された6名の御功績に対し、2月5日及び2月6日に消防署長表彰として表彰いたしました。改めて、表彰を受けられた皆様に御礼を申し上げます。

それでは、本定例会に提案しております予算議案2件、事件議案3件、条例議案2件について、順次、その概要を説明いたします。

議第1号の令和7年度一般会計補正予算につきましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の修理に伴う補正予算で、歳入歳出予算にそれぞれ83万円を追加し、補正後の額を32億7048万3000円としております。

また、鏡消防署及び八代消防署日奈久分署の照明改修工事及び災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の修理について、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費の設定を行うものでございます。

議第2号の令和8年度一般会計予算につきましては、組合運営の財源の大半が八代市と氷川町の負担金で賄われていることを踏まえ、構成市町の歳出削減の取組なども参考にしながら、本組合の事務事業につきましても評価・検討を十分に行い、予算編成を行っております。

その主な内容といたしまして、まず、消防力の充実強化事業では、消防庁舎の整備においては本部庁舎大規模改修工事、消防施設等の整備においては八代消防署配備の災害対応特殊救急自動車の買い替え整備及び屈折はしご付消防ポンプ自動車のオーバーホール。

次に、救急高度化推進事業では、第6次救急高度化推進計画に基づく救急救命士及び救急隊員の養成、救急資器材の整備。

次に、消防資機材整備事業では、各種災害への対応能力の強化として、消防・

救助用資機材の更新・整備。

最後に、職員研修事業では、熊本県の消防保安課、防災消防航空隊への派遣、消防大学校及び県消防学校への入校などの予算を計上しております。

なお、詳しい内容については、この後、消防長が説明いたします。

議第3号は、専決処分した令和7年度一般会計補正予算について、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。その内容は、本年度の給与改定に伴う職員の人件費に係る補正予算で、2749万6000円を追加し、補正後の額を32億6965万3000円としております。

議第4号及び議第5号につきましては、災害対応特殊消防ポンプ自動車及び救助工作車Ⅱ型の取得について、いずれも予定価格が2000万円以上であることから、議会の議決を求めるものでございます。

議第6号は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、本組合が準用する八代市職員等の旅費に関する条例の一部が改正されたことから、条例の改正を行うものでございます。

最後に、議第7号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等が改正されたことから、条例の改正を行うものでございます。

以上が、各議案の提案理由の説明でございます。

よろしく御審議のうえ、何卒、御賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

◎消防長（谷口研朗君） 議長。（挙手）

○議長（野崎伸也君） 消防長 谷口研朗君。  
（消防長 谷口研朗君 登壇）

◎消防長（谷口研朗君） 皆様、おはようございます。  
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、今回提案しております議第2号・令和8年度本組合一般会計予算の内容を御説明させていただきます。お配りいたしておりますファイルの赤インデックス議第2号、予算書の3ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ29億9230万円と定めております。第2条では継続費を、第3条では債務負担行為を、第4条では地方債についてをそれぞれ6ページに記載しております表によることとし、第5条の一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円と定めております。第6条におきましては、歳出予算の流用についてを定めております。

4ページ、5ページをお開き下さい。第1表は款項別に示した歳入歳出予算で、後ほど詳細な説明をいたします。

6ページをお開き下さい。第2表、継続費につきましては、消防本部庁舎大規模改修事業を、令和8年度、9年度の2ヶ年の継続事業とするもので、総額を9億9730万2000円と定め、令和8年度は3億9747万6000円の事業費となります。第3表、債務負担行為につきましては、財務会計システム等リース経費としまして、令和9年度から令和12年度の期間で、限度額を1288万4000円と定めております。第4表、地方債につきましては、起債の目的とする事業の起債限度額を、庁舎大規模改修事業においては2億5410万円、一般補助施設等整備事業においては2130万円、消防施設整備事業においては39

40万円、災害復旧事業においては5850万円と定めております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

次に、歳入歳出予算について御説明いたしますので、10ページをお開き下さい。

始めに、2歳入について御説明いたします。款1・分担金及び負担金、項1・負担金、目1・市町負担金につきましては、25億6777万6000円を計上しております。前年度比2億956万8000円増の主な要因としましては、給与改定に伴う人件費等の増加に伴うものであります。

次に、款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・消防使用料につきましては、土地占有料として2万8000円、同じ款2の項2・手数料、目1・消防手数料につきましては、危険物申請手数料等として519万2000円を計上しております。

次に、款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・消防費国庫補助金につきましては、緊急消防援助隊設備整備費補助金として1481万9000千円を計上しております。

11ページを御覧ください。款4・県支出金、項1・県補助金、目1・消防費県補助金につきましては、球磨川水系防災・減災ソフト対策交付事業に係る県補助金として218万9000円を計上しております。

款5・財産収入、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入につきましては、自動販売機設置料等として155万9000円、目2・利子及び配当金につきましては、2つの基金利子76万2000円を計上しております。また、同じく款5の項2・財産売払収入、目1・物品売払収入につきましては、2台の廃車売払として118万2000円を計上しております。

款6・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金につきましては、1200万円を計上しております。

12ページをお開き下さい。款7・諸収入、項1・組合預金利子、目1・組合預金利子につきましては、43万3000円を計上し、同じく款7の項2・雑入、目1・雑入につきましては、高速自動車道救急支弁金や熊本県への派遣職員の人件費など合わせて1306万円を計上しております。前年度比352万9000円減の主な要因としましては、県への派遣職員の減少等に伴うものであります。

款8・組合債、項1・組合債、目1・消防債につきましては、6ページの第4表、地方債で説明しました4つの事業に係る消防債としまして、3億7330万円を計上しております。前年度比は2億5930万円の減となります。

以上で、2歳入についての説明を終わります。

13ページを御覧ください。次に、3歳出について御説明いたします。

款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費につきましては、議員報酬や費用弁償など、組合議会の運営に係る経費として164万円を計上しております。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費につきましては、庁舎の維持管理や組合の運営に係る経費で、4億3349万7000円を計上しております。その主なものについて御説明します。14ページをお開き下さい。

節10・需用費におきましては、年3回発行の組合広報紙キララや次年度に組合設立50周年を迎えますので、その記念誌製作のための印刷製本費、また、消防無線中継基地局の空調機改修などの修繕料として1235万9000円を計

上しております。

節12・委託料におきましては、庁舎清掃委託や消防本部庁舎大規模改修工事監理業務委託等として2020万9000円を計上しております。

節14・工事請負費におきましては、2箇年事業としております消防本部庁舎大規模改修工事費の前期分として、3億9314万円を計上しております。

14ページ最下段での前年度比3億1816万4000円増の主な要因としましては、消防本部庁舎大規模改修工事に伴うものなどであります。

15ページを御覧ください。項2・監査委員費、目1・監査委員費につきましては、昨年同様、監査委員の報酬など1万8000円を計上しております。

款3・消防費、項1・消防費、目1・常備消防費は、20億9291万5000円を計上しております。その主なものにつきまして、御説明いたします。

節2・給料、節3・職員手当等及び次ページの節4・共済費までのいわゆる消防職員230人及び再任用職員8人分の人件費は、19億1421万3000円で常備消防費の約91.5%を占めております。

16ページをお開き下さい。節8・旅費におきましては、消防学校等への入校、救助大会や各種会議等への旅費として577万円を計上しております。

節10・需用費におきましては、消防車両等の燃料費、庁舎・施設に係る光熱水費など5272万1000円を計上しております。

節11・役務費におきましては、電話や指令システム通信等の通信運搬費、高压容器検査料等の手数料、消防車両の自賠責保険料として1461万1000円を計上しております。

節12・委託料におきましては、職員の健康診断委託、高機能消防指令システム等保守委託、電話回線の光回線化に伴う電話回線交換機更新委託や外線着信自動振り分け案内装置の導入業務委託等として4619万3000円を計上しております。

17ページを御覧ください。節13・使用料及び賃借料におきましては、寝具や複写機、パソコン等のリース料などとして2748万8000円を計上しております。

節17・備品購入費におきましては、庁用器具費や熱中症対策用アイスベスト等の機械器具費、職員の被服費として2125万8000円を計上しております。

節18・負担金、補助及び交付金におきましては、各種協議会負担金や学校入校等に伴う負担金等として872万9000円を計上しております。

なお、15ページ中段の比較欄に記載しておりますが、前年度比1億9978万6000円の増につきましては、人件費の増加に伴うものなどが主な要因であります。

次に、目2・消防施設費につきましては、9218万7000円を計上しております。その主なものについて、御説明いたします。

節10・需用費におきましては、屈折はしご付き消防ポンプ自動車のオーバーホール経費として4155万2000円を計上しております。

節12・委託料におきましては、消防無線に係る既設ケーブルの撤去等とし761万1000円を計上しております。

節17・備品購入費におきましては、令和8年度の更新車両整備として4298万7000円を計上しております。なお、前年度比2億9481万8000円

の減につきましては、更新車両整備の減少に伴うものなどが主な要因であります。

18ページをお開き下さい。次に、目3・特別防災費におきましては、みなと消防署の運営に係る経費で、市のみの負担金で運営されており、1億7252万9000円を計上しております。その主なものにつきましては、節2・給料、節3・職員手当等及び節4・共済費までのいわゆる職員20人分の人件費は、1億6563万2000円で特別防災費の約96%を占めております。

節8・旅費から、19ページの節21・補償、補填及び賠償金までにつきましては、常備消防費同様の積算により予算額を計上しておりますので、説明は省略させていただきます。なお、前年度比754万4000円の増につきましても、常備消防費同様、人件費の増加に伴うものなどが主な要因であります。

最後に、庁舎建設事業費につきましては、旧新開分署解体工事が本年度完了予定で、仮称・新開消防署庁舎建設事業に係るすべての工事が終了となることから、来年度の予算計上はございません。

款4・災害復旧費につきましては、1000円を計上しております。

20ページをお開き下さい。款5・公債費、項1・公債費、目1・元金につきましては、庁舎建設事業債、消防施設整備事業債、災害復旧事業債の3つの償還元金1億6692万8000円、目2・利子につきましては、同様の3つの償還利子2858万5000円を合わせた、合計1億9551万3000千円を計上しております。なお、前年度比2038万6000円の増額となっております。

最後に、款6・予備費につきましては、前年度同額の400万円を計上しております。

以上で、3歳出の説明を終わり、併せて、議第2号・令和8年度本組合一般会計予算についての説明を終わります。

○議長（野崎伸也君） 以上で提出者の説明を終わります。

日程第2から日程第8までの議案7件の議事をしばらく中止いたします。

## — 休会の件 —

○議長（野崎伸也君） この際、休会の件についてお諮りいたします。

明2月10日から2月23日までは休会といたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（野崎伸也君） 日程第2から日程第8までの議案7件の議事を再開いたします。

○議長（野崎伸也君） この際、お諮りいたします。

本7件に対する本日の議事はこの程度にとどめ、延会といたしたいが、これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野崎伸也君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、明2月10日から2月23日までは休会とし、次の会議は2月24日定刻に開き、質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問の御希望の諸君は、明2月10日正午までに発言通告書を御提出ください。

○議長（野崎伸也君） 本日は、これにて延会いたします。

(午前10時26分 延会)